



制定日 2003/03/15

改訂日 2020/07/7

安全データシート (SDS)

1. 製品および会社情報

製品名 クリントールA
 製品の種類 粘着ゴムロール用クリーニング溶剤(クリーンダッシュェロール専用)

会社名 テクノロール株式会社
 所在地 〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3-4-5
 担当部門 技術本部 化学部門
 電話番号 0725(53)3933
 FAX番号 0725(53)3922
 E-Mail tech@technoroll.co.jp
 管理No. No. MD-CTA04

2. 危険有害性の要約

<GHS分類>

物理化学的性質	・引火性液体	区分2
健康に対する有害性	・急性毒性(経口)	区分5
	・急性毒性(経皮)	区分外
	・急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
	・急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	・急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	分類対象外(粉塵)、分類できない(ミスト)
	・皮膚腐食性・刺激性	区分2
	・眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2B
	・呼吸器感作性	分類できない
	・皮膚感作性	分類できない
	・生殖細胞変異原性	区分外
	・発がん性	区分外
	・生殖毒性	区分1A
	・特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分1(中枢神経系) 区分2(腎臓) 区分3(麻酔作用、気道刺激性)
環境に対する有害性	・特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分1(神経系、腎臓)
	・吸引性呼吸器有害性	区分1
	・水生環境有害性(急性)	区分2
	・水生環境有害性(慢性)	区分

注) 記載なきGHS分類区分: 該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

<GHSラベル要素>

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	<p>H225 : 引火性の高い液体および蒸気</p> <p>H332 : 飲み込むと有害のおそれ吸入すると有害</p> <p>H315 : 皮膚刺激</p> <p>H320 : 眼刺激</p> <p>H360 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ</p> <p>H362 : 授乳中の子に害を及ぼすおそれ</p> <p>H370 : 臓器の障害(中枢神経系)</p> <p>H371 : 臓器の障害のおそれ(腎臓)</p> <p>H335 : 呼吸器への刺激のおそれ(気道刺激性、麻酔作用)</p> <p>H336 : 眠気又はめまいのおそれ(気道刺激性、麻酔作用)</p> <p>H372 : 長期的にわたる、又は反復暴露による臓器の障害(中枢神経系、腎臓、神経系)</p> <p>H304 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ</p> <p>H303 : 飲み込むと有害のおそれ</p>
環境に対する有害性	<p>H401 : 水生生物に毒性</p> <p>H412 : 長期継続的影響によって水生生物に有害</p>

<注意事項> 安全対策

- P201 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- P233 : 容器を密閉しておくこと。
- P240 : 容器を接地すること/アースをとること。
- P241 : 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/を使用すること。
- P242 : 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 : 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- P260 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- P261 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- P263 : 妊娠中/授乳期中は接触を避けること。
- P264 : 取扱後は汚染箇所をよく洗うこと。
- P270 : この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- P271 : 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- P273 : 環境への放出を避けること。
- P280 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- P281 : 指定された個人用保護具を使用すること。

応急措置

- P301+P310 : 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。
- P302+P352 : 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。
- P303+P361+P353 : 皮膚(または髪)に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。膚を流水/シャワーで洗うこと。
- P304+P340 : 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 : 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

- P308+P311 : 暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。
- P308+P313 : 暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P312 : 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- P314 : 気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
- P321 : 特別な処置が必要である。
- P331 : 無理に吐かせないこと。
- P332+P313 : 皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P337+P313 : 眼の刺激が続く場合 : 医師の診断/手当てを受けること。
- P362+P364 : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- P370+P378 : 火災の場合 : 消火に指定された消火剤を使用すること。

保管方法

- P403+P233 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P403+P235 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- P405 : 施錠して保管すること。

廃棄方法

- P501 : 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物		
化学名/成分	化学式	CAS No.	含有量
・芳香族系溶剤	-	-	80-70%
・アルキルケトン	-	-	35-25%
・界面活性剤、安定剤	-	-	1%未満

4. 応急措置

一般的な応急措置

- 気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師の診察/手当てを受けること。
- 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。

吸入した場合

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

- 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水/適切な薬剤で洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合 : 医師の診察/手当てを受けること。

眼に入った場合

- 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合 : 医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

- 口をすすぐこと。
- 直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

小火災

炭酸ガス、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

大火災

散水、噴霧水、耐アルコール性消火剤

使ってはならない消火剤

棒状注水

特有の危険有害性

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火炎によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

風上に留まる。

低地から離れる。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

環境中に放出してはならない。

回収、中和

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。
 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱および保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 眼に入れないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 環境への放出を避けること。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

技術的対策

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
 酸化剤から離して保管する。
 容器は直射日光や火気を避けること。
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 施錠して保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止措置

- 管理濃度 : (作業環境評価基準 2009) 20ppm トルエン
(作業環境評価基準 1995) 200ppm 2-ブタノン
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会(2013)許容濃度 50ppm 188mg/m³ トルエン
日本産業衛生学会(1964)許容濃度 200ppm 590mg/m³ 2-ブタノン
- 設備対策 : 製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
空気中の濃度を暴露限度以下に保つために廃棄用の換気を行うこと。
高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
- 保護具 : <呼吸用保護具> 有機ガス用防毒マスク、自給式空気呼吸器
<保護眼鏡> 側板付き安全眼鏡
<保護手袋> 耐溶剤性のゴム手袋(不浸透性)
<保護衣> 耐溶剤性の保護衣、保護長靴、保護前掛け
- 衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的および化学的性質

- 形状 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : 芳香臭
- 沸点 : 104℃
- 蒸気圧 : 4.9kPa(20℃)
- 比重 : 0.85(20℃)
- 溶解度(水) : 水に難溶
- 引火点 : 4.6℃
- 発火点 : 約545℃
- 爆発限界 : 上限7.9%、下限1.4%(空気中)
- 可燃性 : 引火しやすい
- 発火性 : なし(自然発火性、水との反応性)
- 酸化性 : なし
- 自己反応性 : なし
- 爆発性 : 蒸気は空気より重く、低所に停滞して爆発性混合ガスを作り易い。

10. 安定性および反応性

- 安定性 : 通常の条件においては、熱、光、衝撃に対して安定である。
流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
- 危険有害
- 反応性 : 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
- 避けるべき
- 条件 : 加熱。
- 混色禁止物質 : 酸化剤。
- 危険有害な

分解生成物 : 加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

1 1. 有害性情報

情報なし

1 2. 環境影響情報

生体毒性 : 情報なし
 残留性・分解性 : 分解性あり
 生体蓄積性 : 生物蓄積性が低いと推定される。
 土壤中の移動性 : 情報なし
 他の有害影響 : 情報なし
 環境基準 : 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。容器の液漏れの無いことを確かめ荷崩れの防止を確実にを行う他、当データシートの取り扱い、保管上の注意事項を参照する。

- ・混載禁止 : 第1類および第6類の危険物、高圧ガス
- 〈陸上輸送〉消防法の規定に従う(第4類第1石油類)
- 〈海上輸送〉船舶安全法の規定に従う(引火性液体類 分類3)

1 5. 適用法令

「化審法」

優先評価化学物質 トルエン 2-ブタノン

「労働安全衛生法令」

名称等を通知すべき有害物 (第57条の2、施行令第18条の2別表第9) トルエン 2-ブタノン

危険物・引火性のもの (施行令別表第1第1条、第6条、第9条の3関係)

有機溶剤中毒予防規則(第2種有機溶剤) トルエン 2-ブタノン

名称等を表示すべき有害物 (施行令第18条の2別表第9) トルエン 2-ブタノン

「消防法」

第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 危険等級II(指定数量2000)

「毒物および劇物取締法」

指定令第2条 劇物を含む トルエン 2-ブタノン

混合品である為、非該当

「麻薬および向精神薬取締法」

麻薬向精神薬原料 (別表第4(9)、指定令第4条) トルエン 2-ブタノン

「船舶安全法」

引火性液体類 分類3

「航空法」

引火性液体 分類3

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」

第1種指定化学物質 トルエン(含量80-70%)

「悪臭防止法」

トルエン

「大気汚染防止法」

揮発性有機化合物(VOC) (第2条第4項) トルエン 2-ブタノン

有害大気汚染物質/優先取組 トルエン

「水質汚濁防止法」

指定物質 (法令番号25) トルエン

16. その他情報

荷姿 : 20L金属丸缶容器入り

注釈 : 本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。

また、注意事項は通常の手扱いを対象としたものであって、特殊な手扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

本製品のもつ特性に関しての、品質保証を意味するものではありません。